

あけまして
おめでとう
ございます



Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士法人
News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士法人
税理士 若杉 治

〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント マッチング拠出

確定拠出年金の掛金を企業が拠出する「企業型」に、従業員本人の掛金拠出（企業拠出への上乗せ）を本年1月1日から認めるもの。拠出金額は所得控除の対象となります。ただし、従業員本人の拠出金額は、その企業型の拠出限度額の枠内、かつ、事業主拠出金を超えない範囲内であればなりません。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月10日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合 1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）
1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

七〇歳前後の健康保険の給付

健康保険の被保険者が七〇歳になると、保険給付の内容がそれまでと異なるものがあります。特にケガや病気になったときの負担額が、一定の場合は三割から一割に、この他、医療費が高額となった場合の負担額も軽減されます。

今回は、七〇歳になるまでと七〇歳以後七五歳になるまでの健康保険の被保険者及び被扶養者の給付について解説します。

■ ケガや病気になり、治療を受けたとき

(1) 療養の給付

被保険者または被扶養者が、ケガや病気の治療を受けるには、保険医療機関等の窓口で「健康保険被保険者証」を、七〇歳以上七五歳未満の者はこの他、一緒に「健康保険高齢受給者証」(負担割合が記載されている)を

提示することにより、直接医療サービスの給付(現物給付)を受けられることができます。これを「療養の給付」といいます。

七〇歳未満の者は七割(小学校入学前の子は八割)、七〇歳以上七五歳未満の高齢者については現役並み所得者が七割、現役並み所得者以外の方が九割給付です。

現役並み所得者とは、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が二八万円(国民健康保険の被保険者の場合は、課税所得が一四五万円)以上の者をいいます。ただし、標準報酬月額が二八万円以上であっても被保険者及びその被扶養者(七〇歳到達月の翌月以後である高齢受給者に限る)の年収が五二〇万円未満、被扶養者がいない場合は三三三万円未満の人については、一般として一割負担で治療を受けることができます。

仮に、三割負担の「健康保険高齢受給者証」が届いた人でも、一割負担になると思われる高齢者のための書類に必要事項を記入して協会けんぽ宛に返送すると、協会けんぽが再計算し、その結果一割負担で済む場合は、「一割」と記載された高齢受給者証が再交付されます。

(2) 訪問看護療養費

主治医の指示にもとづいて指定訪問看護事業者から療養上の世話や必要な診療の補助等の訪問看護を受けたときには、その指定訪問看護にかかった費用が訪問看護療養費として支給されます。

支給額は療養の給付と同じですが、看護師等の交通費やおむつ代などは実費負担、利用者が営業日外・営業時間外の訪問看護を希望した場合は、訪問看護ステーションが別途定めた利用料を払わなければなりません。

(3) 保険外併用療養費

健康保険では、保険が適用されない療養を受けると、保険が

適用される療養にかかる費用も含めて、医療費の全額が自己負担になります。そこで保険外診療を受ける場合でも、評価療養(先進医療等保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養)と選定療養(被保険者が希望した場合の特別の病室の提供等)については保険診療との併用を認め、診療、検査、投薬等通常の費用については保険診療に準じた保険給付が行われます。

なお、療養にかかる費用は、医療の種類や病院により異なりますので、事前に確認するとよいでしょう。

(4) 療養費

療養の給付等を行うことが困難であると認められたときや緊急その他やむを得ない事由により保険医療機関等以外の病院等において、自費で治療を受けた場合であって、保険者がやむを得ないと認めるときには、療養の給付に代えて療養費が支給されます。

医療費等が高額となったとき

(1) 高額療養費

一カ月の保険診療にかかる医療費が下表の自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が高額療養費として支給されます。保険診療以外は、全額自己負担となります。

なお、窓口負担を軽減したいときは、事前に現物給付の手続をするといでしょう。

(2) 高額介護合算療養費

医療費と介護サービス費の年間（八月から翌年七月まで）の合計額が下表の自己負担限度額を超えたときに、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

入院したとき

(1) 入院時食事療養費

被保険者等（下記(2)を除く）が入院し、その療養に伴う世話その他の看護と併せて食事療養が行われた場合に支給されます。

患者が負担する食事代（一食二六〇円。低所得者には軽減措置がある）を食事療養標準負担額といい、残りが入院時食事療養費として支給されます。

(2) 入院時生活療養費

六五歳以上の高齢者が療養病床に入院し、療養の給付と併せて生活療養を受けたときに、特定長期入院被保険者として、生活療養標準負担額（食事代と水道光熱費のこと）で、患者が負担するもの（を除いた額が入院時生活療養費として支給されます。なお、六五歳以上でも短期入院の場合は、食事代の負担だけで済みます。

その他の給付

(1) 傷病手当金

私傷病の療養のため、労務不能となり、継続した三日間の待期間を完成したときに、労務不能となった日の四日目から、一日につき標準報酬日額の三分の二相当額（支給期間は支給開始から一年六カ月が限度）が支給されます。

(2) 移送費
治療のため病院等に移送された場合であって、保険者が必要であると認めた場合に限り、最も

も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用の範囲内で実費が支給されます。

	70歳未満	70歳以上75歳未満
療養の給付・訪問看護療養費・保険外併用療養費・療養費	医療費の7割給付 小学校入学前の子は8割給付	現役並み所得者 7割給付 上記以外の一般 9割給付
高額療養費	(1) 上位所得者（健康保険は標準報酬月額53万円以上、国民健康保険は所得600万円超をいう） 150,000円＋（医療費－500,000円）×1% [83,400円] (2) 一般（(1) および(3)以外の人） 80,100円＋（医療費－267,000円）×1% [44,400円] (3) 低所得者 35,400円 [24,600円] []内は高額療養費多数該当の金額です。	(1) 個人単位（外来のみ） ①現役並み所得者 44,400円 ②一般 12,000円 ③低所得者Ⅱ、Ⅰ 8,000円 (2) 世帯単位（入院・通院） ①現役並み所得者 左記(2)と同じ ②一般 44,400円 ③低所得者Ⅱ 24,600円 ④低所得者Ⅰ 15,000円
高額介護合算療養費	(1) 現役並み所得者 126万円 (2) 一般 67万円 (3) 低所得者 34万円	(1) 現役並み所得者 67万円 (2) 一般 56万円※ (3) 所得者Ⅱ 31万円 (4) 所得者Ⅰ 19万円

※平成24年7月31日までの暫定措置です。

求職者支援制度

早期の就職を支援することを目的に、恒久的なセーフティネットの制度として、失業等給付を受給できない下記に該当する特定求職者に対し、無料の職業訓練や職業訓練受講給付金を支給する「求職者支援制度」が平成23年10月1日からスタートしました。

- ① 雇用保険に加入できなかった者
 - ② 雇用保険受給中に再就職できないまま、支給が終了した者
 - ③ 雇用保険の加入期間が足りないため、雇用保険を受けられない者
 - ④ 自営廃業者
 - ⑤ 学卒未就職者（就職先が決まらないまま高校・大学等を卒業した者）
- 具体的な支援制度は、次のとおりです。

(1) 訓練制度

訓練には、求職者支援訓練と公共職業訓練があります。

求職者支援訓練は、就職に必要な基本的能力を習得するための「基礎コース」と、IT等特定の職種の職務遂行に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」を用意し、厚生労働省の認定を受けた民間訓練機関が実施します。受講料は無料で（テキスト代等は実費負担）、訓練期間は3～6カ月です。

公共職業訓練は、特定の職業に必要な、より専門的な知識・技能を習得するための訓練で、国や都道府県が設置する職業訓練校や専修学校などの民間教育訓練機関等で行われます。

(2) 職業訓練受講給付金

訓練期間中、本人や世帯の収入・資産等、受講状況、就職への意思等の要件を満たす求職者に、原則として最長1年を限度に月額10万円の職業訓練受講給付金と通所手当（交通費）が支給されます。

さらに、訓練開始前後及び訓練期間中に、ハローワークが訓練受講者個々に対し就職支援を行います。

医療費の助成制度

ケガや病気が原因で障害の状態となったときは、国から支給される障害給付（障害厚生年金・障害基礎年金）とは別に、市区町村から医療費が助成される制度があります。

患者は、市区町村から指定された医師に身体障害者用の診断書を書いてもらい市区町村に提出すると、市区町村はそれに基づき障害等級に該当する程度かどうかを判断します。一定の障害の状態にあると認定した場合には、身体障害者手帳を交付して、医療費の全額を無料とする等の助成を行っています。

この場合の障害認定日（原則的には初診日から一年六カ月経過後）は指定医の判断となりますので、相談するとよいでしょう。

生活保護制度

生活保護制度は、生活困窮者に対し必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を目的として実施されています。

保護の種類は次の8種類で、生活を営む上で必要な費用が支給されます。

- ① 生活扶助（食費・被服費・光熱費等日常生活に必要な費用）
- ② 住宅扶助（住居の提供、家屋の補修費）
- ③ 教育扶助（義務教育を受けるために必要な学用品費）
- ④ 医療扶助（医療サービスの費用…全額現物給付で本人の負担はない）
- ⑤ 介護扶助（介護サービスの費用…全額現物給付で本人の負担はない）
- ⑥ 出産扶助（出産費用）
- ⑦ 生業扶助（就労に必要な資金、器具、技能の修得等にかかる費用）
- ⑧ 葬祭扶助（葬祭費用）